

日本漁業の市場原理主義的再編を許すな (アベ政権による漁業法改悪に断固反対する)

1. 日本漁業の概要

- (1) 沿岸漁業：漁業権漁業＝総有に基づく協同漁業＝漁協とその組合員が担い手
- (2) 沖合漁業：許可漁業（大臣・知事）＝企業経営漁船漁業によるオリンピック方式
- (3) 遠洋漁業（国連海洋法 200 カイリ EEZ で衰退）：沖合と同じ（沖合転換）、カツオマグロ
- (4) 捕鯨（官製利権捕鯨＝伝統捕鯨とは無縁、鯨肉私物化（かつ危険））

●水産白書

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/>

●水産白書（2017年度）付属統計

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/29hakusyo/attach/pdf/syusei/index-8.pdf>

2. 資源管理の方法

- (1) T A C (Total Allowable Catch) (別紙参照) OUTPUT 規制
- (2) T A E (Total Allowable Effort) (漁獲努力量の制限と管理) INPUT 規制
- (3) その他 (禁漁区、減船、強制休漁、密漁取締、漁場整備、国際漁業協定など)

●「T A Cを知る」(水産庁)

http://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_tac/pdf/tacpanfu201501.pdf

日本漁業の基本はT A E + 漁業者による自治（資源・漁場管理、紛争防止・解決）⇒ 沖合漁業（会社経営）の乱獲体質で破壊された（まき網&沖合底引網という2大乱獲業態）
T A C制度は漁業自治を築けない遅れた国の制度、漁業の業態によっては不可能（底引網等）
不正防止のための管理が大変（ハイグレーディング、水揚げ量管理、その他）

3. 宮城県石巻市 桃浦地区の水産特区（川内水産：仙台市中央卸売市場の荷受会社）

村井嘉浩宮城県知事による強引な水産特区法制化要請 ⇒ 全国初認可（漁業法改悪の突破口）
東日本大震災に便乗「ショックドクトリン」、被災地の漁業者や住民を無視（巨大堤防も）
鳴り物入りでスタートした水産特区の漁協以外への漁業権付与 ⇒ 失敗（行政支援しても大赤字、かき出荷統一期日守らず（成育不十分）、市内別産地かきを「桃浦」と偽装他）

(関連) 会社案内／宮城・石巻 桃浦かき生産者合同会社

<http://www.momonoura-kakillc.co.jp/profile.html>

(関連) 水産特区の失敗に学ばない安倍・水産「改革」～漁村崩壊、環境・安全保障のリスク - 土佐のまつりごと

<http://wajin.air-nifty.com/jcp/2018/11/post-bec4.html>

4. 漁業法改悪の内容（水産政策の改革のポイント：水産庁 2018年6月）

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/attach/pdf/suisankaikaku-9.pdf>

(関連) 水産政策の改革について：水産庁

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/attach/pdf/suisankaikaku-16.pdf>

(参考) 第2次水産業改革委員会 活動詳細 - 日経調

<http://urx.blue/Pf0C>

- (1) 沿岸漁業：漁業権の漁協以外への積極開放（近未来に「入札」「転売可」か？）
 外国資本を含む一般企業へ漁業権を（優先）開放（既存業者優先文言は形骸化）
 総有による前浜の協同管理の破壊（漁協が定め知事が認可する漁業権行使規則の形骸化）
 コモンズ破壊（典型が前浜漁業権と入会林野）⇒「プライベート・ビーチ」化
 総有, 共有(持分権), 区分所有, 所有の違い、私的所有権だけでは農林水産業は持続性なし
 漁業紛争多発と解決不可能、資源乱獲・漁場破壊と儲からなければ撤退の無責任、地域衰退
 日本の漁業権漁業と資源管理の在り方については国際的にも高い評価 ⇒ なぜ壊す! ?
 かつての本店法廃止と同じ＝一時的に儲かる地域に企業が参入し、まもなく撤退・衰退
 (1つには「居眠り漁協」「私物化漁協」の存在、もう一つは経済的困難から人材難)
- (2) 沖合漁業：TAC全面化+ITQの導入 (Individual Transferable Quota) +TAE緩和
 2011年から5年間、ホッコクアカエビ(南蛮エビ)「えびかご漁業」を対象にモデル事業
 TAC管理は多品種少量漁獲の漁業にはなじまず、適正化管理も大変・高コスト
 IQの特定の魚種への追加導入は合理性あるが(ホッケ, ブリ, クロマグロ, ベニズワイ他)、
 ITQはダメ＝金持ち・大資本によるIQの買占へ ⇒ 戦前の網本・羽織漁師の復活へ
 近未来においてはIQ割当の「入札・転売可」へ移行か(限定的導入はオブラート)
 TAE緩和＝漁船に対する規制緩和(規模・随時許認可他) ⇒ 乱獲に拍車 本来なら逆方向
 沖合漁業で肝心なことは減船と漁船更新を中心にした業態別の漁業再編成(カネかかる)
- (3) 遠洋漁業見直しせず(カツオマグロ苦境, 米中ソ韓国との漁業協定、捕鯨はIWC脱退)
 (4) 海区漁業調整委員会メンバーを選挙から知事任命制へ(漁業者の締め＝調整不可能化)
 (5) 密漁の罰則強化(2百万円⇒3千万円:依然甘い、逮捕要件異常に厳格、警察非協力)
 (6) 漁協法改悪(販売プロ役員化、公認会計士監査) ⇒ 漁業者自治侵害, 適正運営担保重要

5. 卸売市場法改悪(公正公平な水産物流通を破壊し巨大資本支配の流通へ:配送センター化)
 公正・公平な商取引を担保するためのルールをほとんど撤廃、民営卸売市場もOK
 それでも国内産水産物価格に占める漁業者の手取りは20~25%程度、残りは流通業者
 農業の場合は生産者・農家の手取りは40%程度、今後水産物流通の企業支配が一段と進む

6. 全漁連のあまりに情けない姿勢(別紙)

<http://urx.blue/Pf1t>

<https://www.zengyoren.or.jp/information/detail.php?type=press&id=122>

7. (結論) 水産大国日本の伝統的漁業を破壊する典型的な市場原理主義政策

- 沿岸漁業改革のポイントは、漁協の活性化・正常化、漁業の6次産業化と漁協販売事業改革
 かつての「マルシェ事業」は流通資本からの圧力でつぶされている
 漁協信用事業はすでに整理済 ⇒ 農林中金へ一括統合し、漁協はその代理店業務を展開
- 沖合漁業改革のポイントは、減船と漁船更新を核とした各漁業態の刷新再編・後継者確保
 特に、まき網漁業と沖合底引き網漁業は待ったなし、サンマ棒受け網は漁船更新と公海漁業
 それが真逆の方向で企業型漁業を強化する方向でスリカエが行われている＝乱獲に拍車
 諸外国で同様の漁業改悪が失敗した事例：ノルウェー(フィヨルド漁業)、ニュージーランド

この漁業法改悪は、これまで日本の漁業・水産業(流通含)を担ってきた人たちを追い出して、そこに外資を含む独占的企業を入れて日本の漁業を革命的に一気に転換しようとするもの(一種の市場原理主義的漁業クーデター)。諸外国の先例から見ても、環境破壊・資源乱獲、水産物価格高騰、漁村地域の破壊、漁業者後継者不在などを生み出し日本漁業を徹底破壊する。